

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

武蔵境駅北口市有地有効活用事業（以下「本件事業」という。）コンサルタントとの議事録等資料（以下「本件文書」という。）の一部非開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とされた部分は、すべて開示すべきである。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第6号。以下「条例」という。）第8条に基づき、平成29年3月13日、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）に対し本件文書の開示を請求したが、実施機関が、同年同月27日、条例第9条第3号に該当するとして特定の事業者名並びに法律事務所名及び弁護士名（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としたので、同年6月27日、これを不服として審査請求を行った。

(2) 審査請求人が全部開示を主張する理由は次のとおりである。

ア 平成29年6月16日の武蔵野市議会総務委員会の陳情審議中に様々な情報が提供されたことを鑑み本件非開示部分も開示すべきである。

イ 本件文書は、「市の重要な計画」に当たるものであるから、実施機関にはその公表又は提供義務がある（条例第6条第1項第1号）。

ウ 今回の事業は、実質的に市として初めて取り組む官民連携の事業であり重要な事業であることを考えれば、市民への情報公開は不可欠である。開示請求をしたものを全体で比較することで市民の今回の事業に対する理解度が深まり、このことは事業を進めるうえで大変重要な問題だと考える。

(3) 実施機関は本件非開示部分を非開示とする理由として、次のとおり説明している。

ア 実施機関は、行政文書の開示請求があつたときは原則として開示しなければならない（条例第9条）が、法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては、非開示とされている（条例第9条第3号）。この「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められるもの（「情報公開事務の手引平成14年1月武蔵野市」（以下「手引」という。）35頁、条例第9条第3号 事業活動情報の解釈7(1)）等としている。また、条文の「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである（手引36頁、条例第9条第3号 事業活動情報の解釈8）。今回の開示請求事項は、条例第9条第3号に該当すると判断したため、一部開示とした。

イ 平成 29 年 6 月 16 日の武蔵野市議会総務委員会の陳情審査においても、本件決定で非開示とした、条例第 9 条第 3 号に該当する部分については公表していない。

ウ 条例第 6 条第 1 項第 1 号についてであるが、今回の開示請求の対象文書は「コンサルタントとの議事録等資料」であり、そもそも市の計画ではないから、同号に該当しない。また、仮に上記計画等に該当するとしても、条例第 6 条第 1 項のただし書は、「当該情報が第 9 条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。」と規定している。本件非開示部分は、先に述べたとおり、条例第 9 条第 3 号の法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当すると判断されるため、開示できない。

3 審査会の判断

(1) 本件非開示部分

本件で条例第 9 条第 3 号により非開示とされた部分は、具体的には、①「2016 年 1 月 28 日議事録」の「4. 事業者ヒアリングについて ②」のコンサルタント業者が行った「事業者ヒアリング」の業者名、②同議事録の「6. その他」の本件事業に関する新聞記事を見て市に問い合わせを行った事業者名及び③「平成 28 年 5 月 12 日 本件借地事業において共同企業体(JV)を結成することについて」の差出人であり、本資料を作成してコンサルタントに送付した法律事務所名及び弁護士名である。

(2) 法人等の地位及び事業活動上の正当な利益を害するおそれのある情報該当性

市が取得し、作成した本件文書の非開示は、事業者利益保護を勘案しつつも、本来例外的に行うべきものである。したがって、条例第 9 条第 3 号にいう非開示理由がある場合とは、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による事業上の利益侵害が生じ得る場合を指すものと解される。

本件非開示部分のうち、①はヒアリングの段階での事業者の 1 つであり、②は新聞記事を見て問い合わせただけの事業者であって、いずれも、正式に応募したものではない。しかしながら、既に本件事業は稼働しており、現段階でこれらの事業者名を開示しても、当該事業者の競争上の地位が具体的に侵害される可能性があるとはいえず、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があると認められない。

また、③の法律事務所及び弁護士の業務は、コンサルタント的な事業活動におけるものであるとはいえ、業務自体は、弁護士活動に他ならない。したがって、法律事務所名及び弁護士名が開示されても、社会的地位や競争上の地位が損なわれることはないものであり、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張を検討するまでもなく、本件非開示文書はすべて開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 7 月 28 日	諮問
平成 29 年 8 月 28 日	実施機関より理由説明書收受
平成 29 年 9 月 1 日	審議 (第 14 期第 4 回審査会)
平成 29 年 9 月 28 日	審議 (第 14 期第 5 回審査会)
平成 30 年 3 月 5 日	審議 (第 15 期第 3 回審査会)

平成 30 年 4 月 23 日	審議 (第 15 期第 4 回審査会)
平成 30 年 6 月 5 日	審議 (第 15 期第 5 回審査会)
平成 30 年 7 月 3 日	審議 (第 15 期第 6 回審査会)